

日本科学者会議
京都支部ニュース 3月号 No.409

2018年3月13日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町95-3 延寿堂南館3階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名: 日本科学者会議京都支部 口座番号: 01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名: 日本科学者会議京都支部 口座番号: 14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名: 四四八(読み ヨンヨンハチ) 店番: 448 預金種目: 普通預金 口座番号: 0280018

目次

- ◆ 京都支部学術集会演題募集 2nd circular2
- ◆ 第52回京都支部定期大会の開催について.....2
- ◆ 731部隊軍医将校の学位授与の検証を京大に求める会と講演会2
- JSA 近畿地区シンポジウム(2/11) 報告「関西経済のこれから」3
- 関西技術者研究者懇談会2月例会(2/11) 報告「戦争に反対した山本宣治」4
- 『日本の科学者』読書会2月例会(2/22) 報告「自然エネルギーと省エネ」5
- ▼ 3月, 4月の支部関連行事の案内(JSA近畿も参照)8
 - ・『日本の科学者』読書会3月例会(3/16)
 - ・「しあわせになるための『福島差別』論」批判講演会(3/21)
 - ・伏見フォーラム: 核の廃棄~ヨーロッパの反原発運動との交流~(3/21)
 - ・ワロン研究会講演会(3/21)
 - ・第26回自然科学懇談会(3/31)
 - ・関西技術者研究者懇談会4月例会(4/8)
- ★ シリーズ: 私の憲法メッセージ: 憲法を生かす「朝日訴訟」のたたかい(福島知子)9
- 寄稿: 原発廃止措置と使用済み核燃料(富田道男)10
- 寄稿: 「資本論」における「ストック」, 「フロー」両次元の混線(田中雄三)11
- ◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより16
- ◆ 近畿の催し物案内: 「JSA近畿 No.3.30」18

<会費納入のお願い>

年度末の3月31日が近づきました。今年度会費の未納者は、一般会員25名、若手会員3名、若手特別会員3名となっています。未納会員には封筒に「請求書在中」と押印し、未納会費金額を記入した振込用紙を同封しています。今年度中に必ず納入していただくように特にお願ひ申し上げます。
(支部財政担当幹事)

京都支部学術集会演題募集 2nd circular

会員の日頃の研究成果を発表する場として、表記学術集会を支部大会にあわせて開催します。

日時：2018年5月20日（日）10：00～12：00

場所：同志社大学室町キャンパス 寒梅館6階大会議室

内容：個人（共同）研究発表（4～6演題を予定）

以下の内容で演題を募集します。奮ってご応募ください。

原発、核兵器、軍学共同、大学運営、憲法、地球環境、災害、社会主義論などなど、科学の社会的機能に関する研究

応募期限：2018年4月5日（木）（4月6日（金）の第11回ワーキング会議でプログラムを作成します）

演題、氏名、要旨（1,200字程度）をメール添付にて下記宛お送り下さい。

E-mail：jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

第52回京都支部定期大会の開催について

日時：2018年5月20日（日）13：00～16：00

場所：同志社大学室町キャンパス 寒梅館6階大会議室

大会の議案書は京都支部ニュース2018年4月号でお送りします。

会場は京都支部学術集会と同じキャンパスです。

終了後に、懇親会（17:00～19:00）を予定しています。

「満洲第731部隊軍医将校の学位授与の検証を京大に求める会」について

2018年1月20日に、京都大学総長、京都大学医学研究科長に、満洲第731部隊軍医将校の学位授与（学位記番号：医2556）の検証を求めることに賛同される方々により「満洲第731部隊軍医将校の学位授与の検証を京大に求める会」が設立されました。

本会のホームページ（<https://war-kyoto-university.jimdo.com/>）から、当該論文の原本のコピー、当該論文の翻刻版、当該学位授与記録の写真複写、要請書、資料、リンク、会の規約と次の講演会の予定等が確認できます。多数の方のご参加を呼びかけます。

講演会

テーマ：学問が戦争に協力する時 — 731部隊の生体実験をめぐる —

人道に反した「過去」から学ぶ「軍学共同」の行きつく先

日 時：2018年4月14日（土）13:00（予定）～

会 場：京都大学 百周年時計台記念館 2階 ホール

講 演：常石敬一（神奈川大学名誉教授）

アピール：鯨坂 真（関西大学名誉教授）

池内 了（名古屋大学名誉教授）

西山 勝夫（滋賀医科大学名誉教授）

広原 盛明（元京都府立大学学長）

福島 雅典（京都大学名誉教授）

主 催：満洲第 731 部隊軍医将校の学位授与の検証を京大に求める会

（文責：福島知子）

JSA 近畿地区

関西経済シンポジウム—これからの発展のために 報告

2月11日（日）13:00から17:00まで、大阪経済大学で、関西経済シンポが開催されました。本会は、京都大学経済学部の岡田知弘教授と、大阪市立大学商学部の本多哲夫教授をお招きして、関西経済の現状や将来像を検証するとともに、「関西州」や「大阪都」構想のような自治体再編による経済の活性化ではなく、関西の各地域における特性に応じた経済再生の道を検討しようというものです。

岡田知弘氏「関西経済の構造変動と再生方向—地域経済学の視点から—」

岡田氏は、戦後も大阪を拠点とする経済活動は盛んであったが、オイルショック以降、東京への経済的中枢機能の移転や、国際化によりアジアへの生産活動の移転が進み、関西全体の経済活動が後退するなかで、関西経済連合会は「大阪復権論」により大型公共投資や大企業の誘致を求めてきたことを指摘されました。90年代のバブル崩壊、阪神淡路大震災、グローバル企業の台頭により、関西の特色であった繊維産業が崩壊し、それに伴い関西経済全体の衰退、東京一極集中が加速しました。さらに、関空やりんくうタウン、南港

などの大規模開発による企業誘致の失敗を指摘されました。こういった大型公共事業では、投資しても東京本社のゼネコンが請け負うので、地元の業者の請負など地元産業への波及効果は薄く、大阪府や泉佐野市の財政危機の原因となりました。大阪都構想のように、都市部や湾岸に集中的に投資する自治体の再編では、中小企業まで恩恵が及ばず、結果として地域経済が衰退することになるので、むしろ、地域の持続的発展の重視、中小企業振興基本条例の制定とその活用、各自治体が地域内で投資する力の涵養が必要であると強調されました。

本多哲夫氏「大阪市の地域産業政策のこれから—成長戦略から発展戦略へ—」

本多氏は大阪市における自治体企業政策の研究をされています。大阪経済の動向を統計的考察も取り入れて説明されました。民営事業所数は2009年と2014年では都区内では5.6%減に対し、大阪市では全事業所の57%を占める「従業員1～4人」で11.2%減、20%の「5～9人」では7.8%の減と、大阪市内の中小企業の減退が激しくなっていることを指

摘されました。『大阪市の成長戦略である「新産業創出・経済成長志向」ではなく、「中小企業支援」を経済政策のメインとすべきである』と述べました。さらに「大阪産業創造館」や「灘区まちづくり交流会」の取り組みの紹介がなされ、中小企業の自助努力を实らせる小さな「発展戦略」を展開することで地域社会

ならびに経済の基盤を固めることになると述べられました。

大阪などの都市部では、従業員ひと桁の事業所とその従業員が、国や地方税の7割を納付しています。地域を支えている人々を勇気づける政策が必要だと感じました。

(文責：左近 拓男)

関西技術者研究者懇談会 2 月例会の報告

日 時：2018 年 2 月 11 日 (日)

14 時～17 時

場 所：国労会館

参加者：7 名

話題提供：山口進次

テーマ：戦争に命を張って反対した「山本宣治」

ここ 70 数年の間、平和憲法のおかげで日本は戦争の惨禍に会わずに済んだ。しかし今、安倍政権は憲法を改悪して、日本を戦争する国にしようとしている。今の若者たちは戦争の悲惨さを知らないし、教えられていない。山本宣治が生きた時代を今一度検証して、戦争への筋書きを現在と照らし合わせてみることも意味あることと考える。

明治以降の日本は、日清日露戦争勝利に浮かれ、その後植民地確保の競争にひた走った。日本が明治初期に導入した警察制度は、徹底した中央集権的国家警察制度にし、時の政権のため手足となって動いた。その権力は絶大で、行政分野において営業、衛生、工場、建築などの許認可の行政処分、法規の制定、科罰の権限まで持っていた。そして行政検束、即決処分などいくらでもできた。

1911 年にできた特別高等警察(略して特高)

は各種社会運動の取り締まりを任務としており「労働運動」「農民運動」「無産政党運動」「水平運動」「学生社会運動」「消費者組合運動」「文化運動」「社会主義運動」「共産主義運動」など運動と名のつくもの全てが対象となった。

特別警察と表裏一体で記憶されるのが、悪名高い「治安維持法」である。この法律は 1925 年に作られ、1928 年緊急勅令で強化されている。基本的には結社の弾圧を法的に可能にしたものである。取り締まる側の主観で「結社に役立っている」と思えば犯罪が成立してしまう。

山本宣治が生まれたのが 1889 年、大日本帝国憲法が公布された年である。1907 年彼 19 歳の時、園芸の勉強をするためカナダに渡航している。カナダでいろいろの職種に就くが日本人教会共催の学校で牧師になる。その時新神学と社会主義も習う。帰国後、同志社、第三高等学校、東京帝国大学を経て京大大学院の医学部に入り、翌年京大医学部講師を務め、この頃から性教育の研究をしている。産児制限の講演会で「弁士中止」警官によって壇上から引きずりおろされる。

1928 年第 1 回普通選挙で京都 2 区から立候補、当選し、「内閣打倒」「官憲糾弾運動」

の先頭に立つ。彼が暗殺された2年後、中国で柳条溝事件が起こり、本格的に日本の中国侵略が始まった。

討論

- ★日本による朝鮮の植民地化は1910年8月の日韓併合から1945年8月まで35年間続いた。
- ★外患罪は、外国と通謀して日本国に対し武力を行使させ、又は日本国に対して外国から武力の行使があった時に加担するなど、軍事上の利益を与える犯罪である。
- ★女性の参政権は北欧が先進国で、現在でも女性の社会進出に繋がっている。
- ★8時間労働制はソ連が先進国でILOが採

択、世界へ広まった。安倍政権はこれを壊そうとしている。

3月以降の日程

月 日：3月4日

テーマ：京都・宇治散策（午前10時宇治橋上三の間に集合）

担 当：紺谷吉弘氏

月 日：4月8日

テーマ：「神戸製鋼のデータ改ざん問題について」

担 当：出口幹郎氏

注：4月例会の場所は国会会館2階小会議室です

（文責 山口進次）

『日本の科学者』読書会2月例会の報告

2月号特集：気候変動とその対策、自然エネルギーと省エネの社会実現に向けて

標記例会が2月22日午後3時より支部事務所で開催された。参加者7名。2月号特集の中から以下の3篇の論文が取り上げられた。岩本智之「近年の『異常気象』と気候変動」（紹介：岩本智之）

《JSA 京都支部の読書会に招かれて》

このたびは貴支部読書会2月例会にお招きに与り、まことに光栄に存じます。

『日本の科学者』誌では、2018年2月号に「気候変動とその対策、自然エネルギーと省エネの社会実現に向けて」と題する特集を組まれることになり、岩本は「近年の『異常気象』と気候変動」を分担させていただきました。

そこで書きたかったことは、今冬の低温と大雪の中、“えっ、温暖化は終わったの？”と

の疑問が研究者や市民の間にわいた疑問にどう答えるかでした。

たしかに福井など北陸は記録的な大雪に見舞われましたし、京都でも冷涼な日が続きました。しかし世界の平均気温は今も上昇しており、2017年は観測史上第3位の暖かい年でした。1月も日本やアメリカ東部などでは低温でしたが、世界的には平年より温度の高い地域が多くありました。

このような「異常」がなぜ生じているのか、地球の温暖化は世界一律ではありません。北極域の温暖化のテンポが他より早いのです。それに伴ってブロッキング高気圧が居座り、偏西風の蛇行が大きくなるとともに、特定の位置に居座りやすくなっています。それにともなって偏西風が南に偏った区域では、北極

から産地直送の寒気団が入り、北に偏った所では南からの暖気が吹き込みます。今年1月の観測データを見ても、アラスカやカナダ北西部では平年よりかなりの高温度になりました。このような状態が夏季に現れると、異常高温が続くこととなります。

大気中の二酸化炭素など温室効果ガス濃度が増大するにつれ、ブロッキングも発生しやすくなっているようです。

今回の特集号を契機に、JSA内外に気候変動と異常気象の関心が高まり、活発な研究報告が寄せられることが期待されます。

歌川学・外岡豊「2050年温室効果ガス排出80%以上削減に向けた対策シナリオ」（紹介：宗川吉汪）

著者らは、対策をしない（BAU）ケース、対策1（技術普及・大量生産継続）、対策2（技術普及・活動中位）、対策3（新技術導入・スリム化）について検討した。その結果、対策1でも2050年までにエネルギー起源CO₂排出量を1990年比80%以上削減、対策3では95%以上削減できるという。光熱費削減、経済・雇用のメリットも強く示唆された、と述べている。各計算の基礎を示す引用文献が欲しかった。

本論文を読むに必要な語句の説明を以下に掲げる。

日本の環境基本計画：地球温暖化対策計画で2050年までに温室効果ガスを80%に削減する目標（ただし基準年は示されていない）。閣議決定。

省エネ法：エネルギーの使用の合理化等に関する法律は、省エネルギーについて定められている。1979年10月1日から施行された。前身の熱管理法（1951年）は、本法の施行により廃止された。「エネルギーの使用の合理化

に関する法律の一部を改正する等の法律」

（2013年）により、2014年4月1日から題名が「エネルギーの使用の合理化に関する法律」から「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」と改正された。経産大臣は、工場または事業場、輸送、建築物、機械器具等に係るエネルギーの使用の合理化を総合的に進める見地から、エネルギーの使用の合理化に関する基本方針を定め、公表する。

ベンチマーク制度：事業者の省エネ状況を業種共通の指標を用いて評価するもので、各事業者が目標達成を目指し、省エネ取組するもの。benchmark, 基準

長期エネルギー需給見通し：エネルギー基本計画を踏まえ、エネルギー政策の基本的視点である、安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合について達成すべき政策目標を想定した上で、政策の基本的な方向性に基づいて施策を講じたときに実現されるであろう将来のエネルギー需給構造の見通し。2014年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画に記載された方針に基づき、現実的かつバランスの取れたエネルギー需給構造の将来像について検討するため、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の下に、長期エネルギー需給見通し小委員会を設置し、計11回にわたって検討。

ESCO 事業：エスコじぎょう、Energy Service Company 事業の略。顧客の光熱水費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得るビジネス形態のこと。

BAU：business as usual, 業務平常どおり、普段の生活（状況）

PJ：peta joule = 10¹⁵ ジュール = 1 千兆 (10³ × 10¹²) ジュール

河野 仁「日本の自然エネルギーの現状と政策

課題」(紹介：大倉弘之)

本論文は、特集の最後を飾る論文であり、パリ協定の目標達成のために必要な、日本の政策課題を論じている。

最初の3つの節で、(1)電力に占める自然エネルギー(水力、太陽光、風力、バイオマス、地熱)の導入率について、日本は太陽光を除いて、OECDの上位国に比して1~2桁小さいこと、(2)日本の自然エネルギーの潜在量は、風力発電(特に洋上)が非常に大きく有望であること、(3)発電単価について、日本は太陽光だけがが増えて単価を引き上げているが、風力を普及させることでEUや米国のように化石燃料や原発を下回ると予測する。

第4節以降が本論である。まず、現状のCO₂排出割合で約4割を占める火力発電を自然エネルギーに転換することが重要であると強調される。そして、日本政府の2030年の「長期エネルギー需給見通し」が、「エネルギー基本計画」であるのに、国会で全く議論されていないとしながら、パリ協定の目標(2050年に温室効果ガス80%削減)実現のためには、ヨーロッパ諸国の水準(2030年に40%削減)近くに目標を設定し、事故の危険と廃棄物処分に行き詰まっている原発を直ちに停止すべきとしている。現政府の見通しでは、2030年に温室効果ガス18%削減にしかならず、自然エネルギーの導入想定値が潜在値に比べあまりにも低過ぎる。また、CO₂排出量が多く欧州では優先的削減されている石炭火力が建設ラッシュで、政府見通しとも矛盾している。自然エネルギー導入の障害になっているのは、それを原発より優先順位の低い不安定電源と位置づけていることで、電力

会社に「接続拒否権」を与えている。自然エネルギーが、その優先接続を保証している欧州で確立している、一定精度で予測可能・管理可能な電源という考え方を取り入れるべきで、日本でも揚水発電を調整用に利用するなどにより技術的に可能である。第5節は、必要な法整備上の課題として、炭素税、排出権取引制度、大口排出者に関する情報開示、上記の「接続拒否権」、発電と送配電会社分離、電力中央制御センターの設置と公的運用、自然エネルギーの優先接続ルール、自然エネルギーの住民所有権等を挙げている。第6節では、自然エネルギー導入に際して、環境基準、設置場所のゾーニング等の環境対策を同時に考える必要があるとし、風車騒音が問題となっている風力発電については、住居から3km程度のセットバックを提言している。

(感想と議論) 特集の意図は明確であり、政策提言も大筋では納得できた。ただ、原発停止は当然であるものの、発電単価の比較における原発には、廃炉費用や事故補償費用等が含まれていないと思われ、そこにも踏み込んで欲しかった。また、最近特集が組まれていた風力発電による低周波公害についての議論とのすり合わせが、必要と感じた。なお、図表と本文の説明が対応していない部分や、数値が間違っているのではと思われる箇所が散見された(表1で内数の和が総数を超えていたり、本文で列挙する国が指標の順とは異なっていたり、全エネルギーに占める割合について本文での言及無し。図3の自然エネルギーと化石燃料でそれらの内数に当たるものが同列に並んで見難い)点が残念であった。

3月, 4月の支部関連行事の案内 (JSA 近畿も参照)

1. 3月読書会

日時: 3月16日(金) 15:00~17:30

場所: 京都支部事務所

テーマ: 日本の科学者 3月号

担当: 川名論文(清水), 江草論文(福島), 本田論文(菅原)

2. 第11回京都支部幹事会

日時: 3月16日(金) 18:00~20:00

場所: 京都支部事務所

3. 『しあわせになるための「福島差別」論』批判講演会

日時: 3月21日(水) 13:30~17:00

場所: こどもみらい館(研修室1A)

講演1: 中里見博さん(大阪電気通信大学) 原発震災後の人権侵害を考える

講演2: 山田耕作さん(京都大学名誉教授) 復興庁の「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」と呼応する「しあわせになるための『福島差別』論」批判

講演3: 宗川吉汪さん(日本科学者会議京都支部) 福島小児甲状腺がんの被ばく発症

参加費: 一般1000円

主催: 京都・市民放射能測定所

4. どうすれば核はなくなるのか~ヨーロッパの反原発運動と交流して~

日時: 3月21日(水) 14:30から

場所: 龍谷大学深草学舎22号館101教室

講演者: 守田敏也さん

主催: 原発を考える伏見フォーラム

共催: 京都支部

5. ワロン研究会講演会

日時: 3月21日(水) 13:30~16:00

場所: 滋賀大学サテライト教室(JR 大津駅前)

講演: 21世紀のこどもの権利を考える---ワロン&ドベスに学んで

講師: 堀尾輝久さん(東大名誉教授)

主催: 人間発達研究所ワロン研

共催: 京都文化センター, 京都支部, 滋賀支部

連絡先: TEL & FAX: 075-541-5270(藤本)

6. 第26回自然科学懇談会

日時: 3月31日(土) 13:30~15:30

場所：京大楽友会館 2階第 1, 2 会議室

講師：三井 斌友さん (名古屋大学名誉教授・応用数学)

テーマ：数値解析とは—数学とコンピュータを繋ぐ—

概要：数値解析は、連続数学の数値アルゴリズムの設計・解析・評価に関する数学的理論と定義される。その性格ゆえ、数学と他の専門分野との交流において必須であり、長い研究史がある。コンピュータの発達は、その進展を加速してきたが、さらに将来を見据えると新たな展開が求められている。今回は、比較的理解しやすい線型代数に関わる数値アルゴリズムを題材として、数値解析の発展を振り返るとともに、これからを解説してみたい。

7. 第 11 回京都支部ワーキング会議

日時：4月6日(金) 13:30~15:30

場所：京都支部事務所

8. 関西懇 4 月例会

日時：4月8日(日) 14:00~17:00

場所：大阪国労会館 2階小会議室

テーマ：「神戸製鋼のデータ改ざん問題について」

(1972年4月から1998年3月まで在籍した技術者として)

担当：出口幹郎さん

9. 支部ニュース 4 月号編集

日時：4月11日(水) 13:30~

場所：京都支部事務所

10. 2018 年度第 1 回近畿地区サポーター会議

日時：4月15日(日) 13時30分~16時30分

場所：北天満会館 (JR 天満から西へ徒歩 5 分)

シリーズ：私の憲法メッセージ

憲法を生かす「朝日訴訟」のたたかい

福島知子

人間らしい暮らしを送れない生活保護費は違憲だとして岡山県の重症結核患者、朝日茂さんが 1957 年 8 月 12 日、国などを相手取り東京地裁に提訴してから 60 年がたった。「人間裁判」とも呼ばれる朝日訴訟のたたかいは、日本国憲法を暮らしに生かす原点を築き上げたと言われている。

「日本国憲法は国民の生活と権利を守る砦である」と朝日茂さんは手記に綴っている。

朝日訴訟は、憲法 25 条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」「生存権」とは何かを問うたものである。

東京地裁(浅沼剛史裁判長)は 1960 年 10 月 19 日、朝日茂さんの訴えを全面的に認める判決を出し、『健康で文化的な生活水準』とは、…国民が単に辛うじて生物としての生存を維持できるという程度のものであるはずはなく、…『人間としての生活』と言いうる

ものだ」とした。判決は、病気や怪我で働けない人、障害がある人などどんな人でも、それぞれの生活自体に、『健康で文化的な生活』と言える要素がなければならぬと言いつつ、と評価されている。

東京地裁判決に対し厚生省（当時）は控訴し、東京高裁は朝日茂さん敗訴の判決を出した。審理が最高裁に移った後、朝日茂さんの体調が悪化、1962年2月14日、朝日茂さんが亡くなる直前に小林健二さん、君子さん夫婦が養子として入籍し、訴訟を承継した。しかし、最高裁は1967年、朝日茂さん死去で訴訟終了とした。

朝日茂さんの提訴の3年前の1954年、当時の政府は再軍備を優先し、社会保障費大幅削減の予算を組んだ。国立岡山療養所にいた朝日茂さんから結核患者にその波が襲った。これに対して患者は病をおして立ち上がった。

「私たちが社会保障予算を闘い取ることは、戦争に反対するたたかひに通じるものであり、平和を守り、民主主義と憲法を守るたたかひでもある」と朝日茂さんは記している。

朝日健二さんは、朝日訴訟の運動で国民が獲得したものとして次の三つをあげている。第一は、国民が憲法25条の存在とその意義

を知って生きる希望を見出したこと、第二は、社会保障運動、社会保障裁判が前進したこと、第三は、朝日訴訟が生活保護基準の引き上げのきっかけとなり、連動して社会保障給付や最低賃金、課税基準などさまざまな制度の基準が引き上げられたことである。

“人権としての社会保障”を求める運動の原点となった朝日訴訟。その精神は引き継がれ、現在、生活保護基準引き下げは違憲であるとして、全国で千人近い人が原告として立ち上がっている。「いのちの砦裁判」と言われている。

同裁判を支援する「全国アクション」共同代表の井上英夫金沢大学名誉教授は「人権は、官僚や政治家が与えたものではない。民衆がたたかひ取ってきたものです」と憲法97条（基本的人権の本質）の重要性を指摘している。憲法12条（自由・権利の保持義務）と併せて、「私たちがたたかうことは人権で、たたかひ勝ち取った人権は不断の努力で守らなければならない」と強調する。

朝日茂さんと、養子縁組して訴訟承継した朝日健二さんは、「権利はたたかう者の手にある」とたびたび口にしていた。

寄稿： 原発廃止措置と使用済み核燃料

富田道男

日本原子力研究開発機構は、2月26日、福井県の敦賀半島に設置され、現在廃炉作業中の原発「ふげん（2003年3月運転終了）」の使用済み核燃料搬出が当初の計画どおり2017年度中に終了することができなくなったと発表した（2月27日京都新聞朝刊）。理由は、同機構の東海再処理施設が廃止になり、

未処理の使用済み核燃料466体の新たな搬出先が見つからないので、海外での再処理事業者への委託を検討中とのことである。日本原子力研究開発機構は、ずさんな安全管理が原因で東海再処理施設の廃止に追い込まれ（2014年）、また同じ理由で高速増殖炉「もんじゅ」をも失うことになった（2016年）。

東海再処理施設の廃止計画に関する原子力規制委員会への同機構の報告書には、施設の放射線被ばくを管理しなければならない管理区域を全て解除するまでに約 70 年を要するとしている。

原発を持つ電力会社の共同出資による日本原燃の再処理工場は、1993 年の着工以来、竣工が何度も延期されて、28 年後の 2021 年によりやく竣工の予定としている。使用済み核燃料の再処理工場への搬出ができない各原発には、2017 年 12 月時点で平均して管理(貯蔵)容量の約 70%にも達する使用済み核燃料が貯蔵されている*)。容量に対する貯蔵量の比率は、電力会社のうち、関西電力が高浜原発 70.5%及び大飯原発 70.3%、中国電力が島根原発 67.6%、四国電力が伊方原発 65.7%、そして九州電力が、玄海原発 79.6%及び川内原発 72.1%となっている。

原発の使用済み核燃料からプルトニウムを取り出す再処理やウラン濃縮を非核保有国である日本に認めるなど特権的な内容の現在の日米原子力協定(1968(昭63)年7月17日発効)は、その第16条において、30年間の継続期間を定め、期間終了6か月前の2018年1月17日までに当事者の一方が通告する

ことにより終了することができるが、通告がなければ自動延長されることが決められている。また期間終了の2018年7月17日以降は、6か月前までに一方が通告すれば協定を終了できると決められている。報道(2018年1月17日京都新聞朝刊)によれば、日米双方に見直しの動きがなく期限(2018年7月17日)後も協定は存続することが確定した。また同じ記事の中で、日本が大量のプルトニウムをため続けていることに米国内で懸念が強まっており、日本の再処理を制限すべきだとの声もあることが報じられている。

日米原子力協定が、6か月前通告によりいつでも終了できる状況となる今年7月以降、日本の使用済み核燃料再処理事業は、極めて不安定な状況に陥ることになる。

搬出先が30年近く「建設中」にもかかわらず、原発を再稼働し、使用済み核燃料を増やし続ける電力会社は、市民の社会生活を支える基盤的企業というよりは今や核のゴミを生産して社会基盤を破壊する企業に変わりつつあると言うべきであろう。

*) 電気事業連合会のホームページ ; http://www.fepec.or.jp/resource_sw/chozo.pdf

寄稿：「資本論」における「ストック」、「フロー」両次元の混線について

田中雄三

はじめに

マスコミで景気判断などが語られる際よく使われる言葉の中に、「設備投資」と「在庫投資」がある。前者は企業が行う工場の新・増設や機械・設備類の追加による「固定資産」(ストック量)^{注1}の増大を意味し、後者は「棚卸資産」と呼ばれる原材料、部品等の在庫の上積みによる「流動資産」(ストック量)の増大を意味する。それと同時に、上記二様の投資はどちらも当該企業の年間生産物の「製造原価」や「売上高」(フロー量)^{注1}に連動し、後者を前二者

で除した商である「**回転数**」を変化させる。

ストック量 (S) とフロー量 (F) の間のそうした相関関係は上記のような「投資」の局面でとりわけ顕著に発現するが、実際には、この性質上、追加投資の有無にかかわらずすべての経済・経営活動に常時内在している基本的な構造であり、両者を混同することは大きな誤解や誤謬を生み出すものになる。

本稿の目的は、前半で「資本論」(マルクス)の一節をとりあげてそこに上記両次元の混線が見られることを指摘し、後半で、「<可変資本ストック>は存在するのか？」という問題で筆者が抱く疑問を披瀝して読者諸賢のご批判を仰ぐことにある。

(1) 「資本論」の第3部 第1篇 第3章に見られる奇妙な計算式と命題

「資本論」全体を支える主要な柱は第一部で説かれる「剰余価値論」と第三部で展開される「利潤論」にあり、両者から後者への移行を論じる「剰余価値(率)の利潤(率)への転化」論はこの大著全体の中でもとりわけ重要な個所の一つである。この「転化」の内容については「資本論」中の多くの個所で繰り返し説明されているが、その一つに、下記のような極めて理解しにくい箇所がある。引用が少し長くなるがご容赦願いたい。(「資本論」からの引用には新日本出版社刊の13分冊版を用い、最初に分冊番号とページ数を示した後、()内にデイツ社ヴェルケ版原書のページ数を記すこととする。文中の一部箇所の太字化は田中による。)

「われわれは、**第一部と第2部**で用いられた記号をそのまま用いる。総資本 C は、不変資本 c と可変資本 v とに分かれ、剰余価値 m を生産する。この剰余価値の前貸可変資本にたいする比率、したがって m/v を、われわれは剰余価値率と名づけ、それを m' で表わす。したがって、 **$m/v = m'$** であり、それゆえ $m = m' \cdot v$ である。この剰余価値が可変資本にではなく**総資本**に関連させられるならば、それは利潤 (p) と呼ばれ、剰余価値 m の総資本 C にたいする比率すなわち m/C は利潤率 p' と呼ばれる。それゆえ次のようになる。

$$p' = m/C = m / (c + v)$$

m の代わりに、上に見いだされた m の値 $m' \cdot v$ をおけば、次のようになる。

$$p' = m' \cdot v / C = m' \cdot v / (c + v)$$

現できる。

$$p' : m' = v : C$$

すなわち、利潤率と剰余価値率との比は、可変資本と総資本との比に等しい。

この比例式から次のことが言える。すなわち、**利潤率 p'** は剰余価値率 m' よりもつねに小さい。なぜなら、**可変資本 v** は、**C**、すなわち **v+c** の **総額**、**可変資本と不変資本との総額**よりも、つねに小さいからである。」(引用1) 第8分冊 81~82 ページ (59~60 ページ)

筆者が危惧するのは、① 剰余価値率が利潤率へ転化することの内容を「 m/v から $m/(c+v)$ への移行」と表記してよいのか、という点と、② 引用文の末尾で二度繰り返される「…よりもつねに小さい」という命題の正当性である。そこでは、どう見ても“ c ”や“ v ”の意味内容が「第一部と第2部で用いられた記号」とは別のものに変身し、無意味な定式表現や大小比較になっているように思えてならない。そのため、以下で少し回り道をし、かんたんな数値例を使って上記の2点を確かめてみたい。その際、そこでは、「資本論」の中で“ c ”ひと文字だけで示されている「不変資本」の多様な意味内容を、「固定資本」と「流動不変資本」、「ストック値」と「フロー値」をそれぞれ区別するため、“ $C1$ ”、“ $C2$ ”、“ $c1$ ”、“ $c2$ ”の4文字で示し、可変資本“ v ”についてもそれに準じる扱いをする。

(数値例) あるパン工場が、下記のようなレジームで操業しているとしよう。

- ① 日給1万円の賃金を受け取る5人の労働者が年間300日ずつ働き、
- ② 時価1000万円、耐用年数20年の「焼き釜」1台と、パン1個あたり200グラム(50円)の小麦粉(だけ)を使って^{注2}、
- ③ 毎労働日500個、年間15万個の食パンを作り、1個200円、総額3000万円で売っている。
- ④ 作業場には、常時2日分の小麦粉200kgが用意されている。

以上をまとめると、財務諸表に記されるはずのこの工場の年間経営の概況は以下ようになる:

A. 貸借対照表(B/S)で示される「資産」(ストック)の状況:

固定資産	「焼き釜」1台		$C1 = 1000$ 万円
流動資産	原料(小麦粉)の在庫 1000個×50円		$C2 = 5$ 万円
	(上記の合計)		$C = C1 + C2 = 1005$ 万円
	「賃金ストック」?		$V = ?$

B. 損益計算書(P/L)で示される「収支」(フロー)の状況

物件費	「焼き釜」の減価償却費 1000万円÷20(年)		$c1 = 50$ 万円
	小麦粉代 15万(個)×50円		$c2 = 750$ 万円
	(上記の合計)		$c = c1 + c2 = 800$ 万円
人件費	5(人)×300(日)×1万円		$v = 1500$ 万円
原価総額	(上記の合計)		$c + v = 2300$ 万円
売上高	15万(個)×200円		$c + v + m = 3000$ 万円
利益	売上高 - 原価総額		$m(p) = 700$ 万円

この数値例を前記の(引用1)に当てはめてみると、最初の定式 $m/v = m'$ の左辺の分子が「利益=700万円」、分母が「人件費=1500万円」であり、右辺の「剰余価値率」が47% (弱)

となる。そこまでは何の問題もない。だが、それに続く利潤率 $(m/C) = m / (c + v)$ に移るとたちまち問題が生じる。(引用1)の冒頭に記されている約束からすれば、この式の中の $(c + v)$ は「パン工場の数値例」における「原価総額」=72300 万円のはずだが、それに基づき「利潤率」=30% (強) と考えてよいのだろうか? もしそれでよいのなら、それにつづく二つの数式も、二つの「つねに小さい」命題も自明である。だが、資本制生産のもとで競争しあう諸企業や諸部門にとって、「原価の額に比例した利潤の配分」が「公平、公正なルール」になるわけがなく、各資本が納得し、資本移動への誘因がなくなるのは、「同一額の**資本**は同一額の利潤を受け取る」というルールの下であるはずだ。その点の説明が「資本論」の他の個所でどうなっているのか調べてみると、そこでもまた次のような説明があることに気づく。

「異なる諸部面における同じ大きさの諸投資にとっては、たとえ生産された価値および剰余価値がどんなに相違していても**費用価格は同じである。費用価格のこの同一性が諸投資の競争の基盤をなす**のであり、この競争によって、平均利潤が形成されるのである。」(引用2) 第9分冊 267 ページ (163 ページ)

これもまたかなり解りにくい文章だが、ここでの「費用価格」が「資本論」第3部の冒頭で説明される「費用価格」と同じものであるなら、それは我々が「製造原価」とか「生産コスト」といった用語で理解しているもの、つまり上記「数値例」で 2300 万円とされている原価総額のことだと受け取るほかない。だが、それがマルクスたちの真意でないことは、上記(引用2)の数ページあとに出てくる下記の表で確認できる。

資本	剰余価値	商品の価値	商品の費用価格	商品の価格	利潤率	価値からの価格の背離
I 80c+20v	20	90	70	92	22%	+2
II 70c+30v	30	111	81	103	22%	-8
III 60c+40v	40	131	91	113	22%	-18
IV 85c+15v	15	70	55	77	22%	+7
V 95c+5v	5	20	15	37	22%	+17

(引用3) 第9分冊 272 ページ (167 ページ)

この表では、“c”、“v”といった文字による内容表記が最左端の「資本」列だけに限られているが、第2列は“m”、第3列は“c+v+m”といった内容が念頭に置かれていることは間違いない。その意味では第4列に記された「商品の費用価格」の文字表記は第1列のそれとまったく同じ“c+v”になるはずだが、その数値(70, 81等)は第1列のそれとはまったく異なる。そして、「商品の価格」と「商品の費用価格」の差である「利潤」の額が第1列に示さ

れた5種の「資本」のどれに対しても同じ22%とされていることから、ほかならぬこの第1列の「資本」がパン工場の数値例で1005万円とされている「資産総額」(ストック)“C”であることが判明する(註3)。

そうした確認から再出発すると、(引用1)の「不可解な計算式」と「不等式命題」の読み取り方が明白になる。まず、 $m/v=m'$ 、 $m=m' \cdot v$ とそれに続く3つの定式の内容を確かめてみよう。

① 剰余価値(率)の説明で使われている“m”と“v”は、どちらも損益計算書にだけ現れるフロー次元の価額であり、パン工場の数値例でそれぞれ700万円、1500万円とされている c_1 と c_2 である。それに対して、② 利潤率を説明する3つの式で使われている4つの文字“c”、“v”、“m”、“C”で示されているのは、そのうちの“m”だけが①の場合と同じフロー量(「商品価格」や「売上高」等の構成要素)で、他の3文字はすべてストック量“ $C=C_1+C_2$ ”、“V”、“ $C+V$ ”であるはずだ。すなわち、そこでの“c”は、パン工場の数値例で800万円である「物件費総額」“c”ではなしに、「固定資産」と「流動(不変)資本」の合計である「総資産額」“C”の1005万円(+V)だと判る。

③ 問題は、そこで残る“V”と“C”だが、これがたいへん解りにくい。明らかなのは、“c”の場合と同様“v”も、フロー額である「人件費」“v”1500万円ではなく、例えば大文字の“V”で表記されるべきストック価額のはずだということだけである。パン工場の数値例では筆者はそうした“V”に疑問符を付け、数値を空白にしているが、それは筆者の恣意によるものではなく、実社会で行われている有価証券報告書の中にそれに該当する費目がなないからに過ぎない。だが、“V”の問題は本稿後半の課題なのでここではさておき、二つの「より小さい」命題の点検を済ますこととしたい。

“v”と“ $c+v$ ”の大きさを比較し、それらを分母とする分数の大きさを比較する作業は、それら二つの“v”がどちらも「第一部と第2部で用いられた記号をそのまま用いたもの」と受け取る限り、あまりにも自明で無意味な文言に終始する。けれども、上記②で示した「記号の意味の読み替え」のあとではまったく別の様相を呈する。

それは、剰余価値定式の中での“v”がフロー値(数値例では1500万円)であるのに対して利潤率定式の中での“ $c+v$ ”は両文字ともにストック値の“ $C+V$ ”であり、「パン工場の数値例」では、1005(+V?)万円となるからである。そしてこの1005万円を賃金フローの1500万円と比べてみると、第1の「より小さい」命題とは大小関係が逆になっているし、第2の「より小さい命題」の場合も同である。ところが、もし仮に「数値例」の「固定資産」項目で省略した「工場の建物」の資産価値が2000万円だったとすると、たちまち不等号の向きが再逆転するのだから、一般論としては「どちらが大きいかは不定だ」ということに落ち着く。こうして、引用文中にある二つの「つねに小さい」論はストックとフローの関係を見誤ったかその文字表現をし損ねた謬論だということになる。

思いがけず長文になってしまい、後半部の(2)「可変資本とは何か?」に移ることができなくなった。当「支部ニュース」の紙幅に余裕ができたとき、改めてその掲載をお願いすることとしていったん筆を擱く。

注1：これら両語に「広辞苑」第6版は次のような語釈を付けている。「ストック」＝「ある一時点に存在する経済諸量の大きさ」,「フロー」＝「経済諸量が一定期間内に変化または生起した大きさを示す概念」。

注2：2種類の「不変資本」がもつ「回転」にかかわる極度の対称性に由来する「使う」という言葉の二義性に、ご注目ねがいたい。

注3：引用3の表で如実に示されている「資本論」中での“ $c + v$ ”という文字表現の二義性（「費用価格」と「(総)資本」）は、(引用2)の解釈にかかわる一つの疑念を抱かせる。このくだりで通算4度も使われている「費用価格」は、もしかするとマルクスの遺稿中で“ $c + v$ ”などと記されていたのでなかろうか?>というのがそれである。けれども、その点を先日日本共産党中央委員会付属の社会科学研究所にお尋ねしたところ、すぐ翌日に「4個所のすべてで“Kostpreis”が使われています」というご返事をいただいた。同研究所への謝意を込めて、念のために付記しておく。

(本稿への疑問やご批判は、下記の宛先へお寄せ願えれば幸甚です。－ 筆者)

ytanaka@snow.dti2.ne.jp

◆◆◆◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより ◆◆◆◆

2017年度第10回幹事会(2/22)および第10回ワーキング会議(3/2)の報告

1. 会員の現況(3月7日現在)
一般会員 231, 特別会費会員 4, 家族割り特別会費会員 3, 若手会員 6,
若手特別会費会員 14, 会員合計 258, 読者 4
2. 会費納入状況(2月23日現在)
17年度会費納入者：一般 209/231, 特別会員 4/4, 家族割 3/3, 若手 3/6,
若手特別 11/14
3. 会員拡大について
年間目標 12人。現在 7人で、最近入会申し込みが 1件ありました。
4. 京都支部学術集会および第52回支部大会開催について
以下の日程で開催する。
日時：5月20日(日) 10:00～
会場：同志社大学室町キャンパス 寒梅館6階大会議室

学術集会：10：00～12：00

大会：13：00～16：00

懇親会：17：00～19：00

- ・学術集会の演題を募集しています。締め切りは4月5日。
- ・2018年度活動方針の議論を開始しています。ぜひご意見をお寄せ下さい。

5. 2月～3月の支部関連行事（支部ニュース2月号発行（2/14）以降）

2月22日（木）2月読書会

2月22日（木）第10回支部幹事会

2月25日（日）JJS近畿サポーター会議

3月4日（日）関西懇3月例会@宇治

3月11日（日）バイバイ原発3・11きょうと@円山音楽堂

（文責：宗川吉汪）

